

公序良俗違反の契約

反社会性により無効

東日本大震災のため3月以来休載していました。
震災により亡くなられた方のご冥福をお祈りし、被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。



契約自由の原則といわれ、契約を締結する者はその内容を自由に決定することができるのが原則です。しかし、公の秩序、善良の風俗に反する契約は反社会的なものとして当事者が合意しても無効とされます（民法90条）。

公の秩序とは国家社会の一般的利益を指し、善良の風俗とは一般的道徳観念を指します。両者をあわせて「公序良俗」と呼び、社会的妥当性を意味するものと解されます。

公序良俗に反する契約としていくつかの類型が考えられます。

(1)正義の観念に反するもの

犯罪その他不正行為をし、またはそれに加担する契約、法の下での平等や個人の尊厳、両性の本質的平等などの基本的人権を害する契約はこれにあたります。

(2)倫理、性道徳に反するもの

いわゆる売春、買春、援助交際にあたるような不正常な男女関係を設定する契約、現在の配偶者と離婚して結婚する予約などはこの例です。ただし、愛人と関係を絶つ際の手切金支払の約束のように、正常な関係を取り戻すことを目的とするものは有効です。

(3)他人の無思慮、窮迫に乗じて不当の利を得るもの

窮迫に乗じた高利の金銭貸借、弁済期に返済できなければ不相当に高価な財産を代わりに取得する契約などがあたります。ホステスに顧客の飲食代金債務を保証させる契約のように、優越的な地位を利用して立場の弱い者に損失を転嫁する契約もこの類型です。

(4)個人の自由を極度に制限するもの

被用者の退職後の競業禁止を義務づける契約で合理的範囲を超えて広範な拘束を課する契約などはこの例です。

(5)著しく射倖的なもの

とばく、富くじなどがあたりますが、宝くじ、馬券など法律上公認されたものは反社会性がなくなることはもちろんです。

売買、貸借など締結された契約それ自体に公序良俗違反はなく、契約締結の動機ないし目的に不法性がある場合は、不法の動機について相手方が知り、または知りうべき場合に無効と考えられます。たとえば、とばくの賭金と知っての金銭貸借は無効ですが、とばくに使用することを隠して借り受けた金銭貸借は無効とはならないでしょう。